

			2018年8月12日 日まで	2018年8月13日(FIRRMA 成立日) ～2018年11月9日(非主要規定のみ施行)	2018年11月10日(FIRRMA パイロットプログラ ム施行日)～2020年2月12日	FIRRMA 完全施行日(2020年2月13日)以降	
規制 項目	規制対象 投資行為	Foreign Person による US Business への支配を 及ぼす投資(例:買収)			○ (CFIUS 審査対象。(注)規制例外投資者の場合でも審査対象)		
		Foreign Person による US Business への支配を 及ぼさない投資 (=「その他の投資」= Covered investment)	×	×	特定 27 産業分野において利用・開発される重大 技術(critical technologies)に関する US Business(米国事業関与者)に対する支配を及ぼさ ない投資であって、以下のいずれかが可能になる 場合は、CFIUS 審査対象： (i)重要な非公知技術情報へのアクセス、 (ii)取締役会メンバー等の資格・その選任、又は (iii)重大な技術についての意思決定関与(投票権 行使以外)	(1)重大なインフラ、(2)重大な技術、又は(3)米国人の機微な個人データ (米国の国家安全保障に関わるもの)に関与している US Business(米国事 業関与者)(TID US Business)に対する支配を及ぼさない投資であって、 以下のいずれかが可能になる場合は、CFIUS 審査対象： (i)実質的な非公知情報へのアクセスが可能になる場合、 (ii)役員又は役員に準じる職位につくことが出来る場合、又は、 (iii)株主としての議決権行使以外の方法で、以下のいずれかについての 決定に関わることが出来る場合。 (a)米国人の機微な個人データ、 (b)重大な技術(critical technologies)、若しくは (c)重大なインフラ (注)規制例外投資者の場合は、審査対象外。	
	規制投資対象 である US Business (米国事業関与者)の定義	(i)米国企業、及び(ii)米国に子会社又は支店を有し、かつ、米国との取引がある非米国企業					左記と同じ。ただし、さらに広範囲の外国企業に管轄権が及ぶ可能性も なお残されているので、注意を要する。
	規制投資主体である Foreign Person の定義	外国企業・人・政府のみならず、外国企業・人・政府によって支配されている米国企業も含まれる。 例：外国企業 X 社に支配されている米国企業 A 社は、その株式保有比率が 50%以下でも、“Foreign Person”。 A 社は、米国企業でもあるので、“US Business”にもあたり、規制投資対象にもなる。					左記と同じ
	「支配」(control)の定義	企業運営決定権、取締役選任権等の有無等から総合的に判断される(株式・持分保有比率だけでは決まらない)					左記と同じ
	規制例外国及び規制例外投資者				×		○(現在、英国、カナダ、豪州の 3 ヶ国が規制例外国として指定)
	CFIUS への事前申告(Declaration) 義務			×		以下の場合、事前申告義務あり。 (1) 特定 27 産業分野において利用・開発される重 大技術に関する US Business(定義は上記)へ の支配権を及ぼす投資。 (2) 上記の支配権を及ぼさない投資で、CFIUS 審 査対象になる場合。	以下のいずれかにあたる場合は、原則として、事前申告義務有り。 1. 投資行為主体の Foreign Person が、外国(規制例外国を除く)の政府と 「実質的な利害関係」があり、かつ、投資により、(1)重大なインフラ、 (2)重大な技術、又は(3)米国人の機微な個人データ(米国の国家安全保障に 関わるもの)に関与している US Business(米国事業関与者)と、直接的又 は間接的に、「実質的利害関係」が生じる場合。 (注)下記下位規則が上記の 2 種の「実質的利害関係」の各定義を規定。 2. 左記の(1)又は(2)の場合(規制例外投資者の場合等は例外で義務無)
	任意申告手続				×		○
	任意通知(notice)手続						○
	即時施行(8/13)の FIRRMA 規定		×			○：任意通知の場合の審査手続の改訂規定等(例：審査期間が、従来の 75 日から、最大 105 日に延長)	
適用 法令	FIRRMA	主要規制(規制対象行為、 規制投資対象等)	—		×(未施行)	○(施行)	
		上記以外	—			○	
	FIRRMA パイロットプログラム (31 CFR Part801)			—		△ (2018年11月10日～2020年2月12日に実施・完了の投資のみに適用)	
	下位規則(31 CFR Part800)			○ (当時の名称：Regulations Pertaining to Mergers, Acquisitions, and Takeovers by Foreign Persons) ---FINSA(Foreign Investment and National Security Act of 2007)(Section 721 of the Defense Production Act of 1950 を改正)に基づき、2008年12月12日に 施行。	○ (パイロットプログラム成立日(2018年10月11日)に一部改正) (新名称：Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons) --FIRRMA に基づき、左記規則の一部を改正したが、多 くの主要規定を維持。	○ FIRRMA に基づき、2020年2月13日付で多数の重要規定を改正(名 称は左記と同一)	